

令和6年4月19日

保護者 各位

大田区教育委員会

令和6年度貸与タッチペンの配付について

日頃より、本区の教育活動に御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

令和2年10月、大田区教育委員会は「大田区教育ICT化推進計画」を策定し、この計画に基づき、ハード・ソフト・人材の三位一体でのICT環境の整備を進めてまいりました。子どもたちに対し、誰一人取り残すことのない、最大限の学びを保障できるように対応しているところです。

つきましては、下記のとおり、児童・生徒一人につき1本のタッチペンを貸与し、質の高い教育環境の実現を図ります。

保護者の皆様におかれましては、何卒、本事業の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 目的 細かい操作や描画等のためのタッチペンを使用して、児童・生徒の学習効率を高めるため。
- 2 対象者 区立小学校第1学年児童、
区立小・中学校に転入した児童・生徒
※ Windows 端末の3校は、端末に付属するため配付対象外とします。
- 3 配付物 スクールタッチペン シフトプラス 1本
品番 LS-5244 (株式会社ソニック)
- 3 その他 (1) タッチペンのペン先が劣化した場合は、ペン先のみ(品番LS-5450)の交換が可能となっております。ペン先の交換に係る費用は、保護者の負担でお願いいたします。
(2) タッチペンを紛失した場合は、ペン先がシリコン製のタッチペンを御用意いただくようお願いいたします。タッチペンの購入に係る費用は、保護者の負担でお願いいたします。
(3) 大田区外の学校へ転出する場合及び中学校卒業時は、貸与タッチペンを学校へ御返却ください。

〈お問い合わせ先〉
大田区教育委員会指導課
電話03(5744)1435